

全日本学生馬術連盟 指導者資格制度（案）

1. 目的

本連盟の馬術指導者（監督・コーチ等）として、技術の向上は基より安全な指導、環境づくりを実施する為に、或いは日本体育協会・日本馬術連盟の馬術指導者資格を取得の基礎養成として本連盟指導者認定を行う事を目的とする。

2. 指導者

本連盟の指導者は日本体育協会・日本馬術連盟・全国乗馬倶楽部振興協会の指導者資格取得者、もしくは本連盟により開催される指導者講習会を受講し認定を受けた者（「全日本学生馬術連盟認定指導者」と称す）、何れかの資格を有する事とする。

3. 登録

加盟大学の監督・コーチ等指導者は、2に記載のいずれかの資格を有する者を1名以上本連盟に登録するものとする。

4. 講習会

本連盟主催により地区単位で実施。別途地区で要請があれば講師を派遣する。

5. 資格取得の条件

本連盟加盟の大学馬術部に在籍した卒業生（卒業見込みの4年生も含む）で、指導者（監督・コーチ等に就任予定者）資格未取得の者。その他加盟大学の特別の推薦があり本連盟の指導者資格審査委員会が認めた者。

6. 日本馬術連盟認定指導者資格の受講資格

日本馬術連盟認定指導員を取得するには日本馬術連盟会員で騎乗資格B級以上が必要である。騎乗資格B級は本連盟の資格証明で移行措置で取得が可能。（証明方法については別途本連盟騎乗者資格制度を参照）

7. 認定指導者資格審査委員

委員は理事長・副理事長・会長指名の理事、委員とする。

8. 講習会講師

資格審査委員及び日本体育協会・日本馬術連盟・全国乗馬倶楽部振興協会の指導者で構成する。

9. 申請登録料

申請登録料は 3,000 円とする。

10. 有効期間

有効期間は検定後 4 年間経過の年度末とし以後 4 年毎に更新手続により資格が有効になるものとする。

11. 更新

資格の有効期限内に 1 回以上指導者講習会を受講しなければならない。

12. 更新手続

更新講習を受講した者は、有効期間が満了となる年度に更新申請を行うものとする。尚、更新料は必要としない。

附則 この制度は平成 27 年 4 月 1 日より施行し実施する

暫定措置の平成 26 年度のみ特例暫定資格付与制度は、平成 27 年 3 月末を以て終わり。

指導員資格 様式 1

平成 年 月 日

全日本学生馬術連盟会長 殿
指導者資格審査委員会 殿

大学名 _____
責任者氏名 _____
連絡先 TEL _____

私は、振込明細書を添付して指導者資格申請に申し込みます。

指導者資格申請書

新規 ・ 更新

フリ ガナ
氏 名 _____ 生年月日 西暦 _____

出身大学 _____ 大学 指導大学 _____ 大学

役職 _____ 監督 ・ コーチ ・ その他

卒業年度 西暦 _____ 年度卒 馬歴 _____ 年

住所 〒 _____

連絡先 _____ - - 携帯 TEL _____ - -

競技・指導歴・備考

受講日 (年 月 日) 受講会場

()

審査委員会 ・ 印 認定番号 ()